

お知らせ

入札書、見積書、請求書への押印の廃止について

香川県では、行政におけるデジタル化の推進を図るため、令和3年4月1日提出分より入札書、見積書、請求書への押印を不要とし、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先を記載していただくこととしましたので、お知らせします。

1 押印を不要にできる書類

- (1) 入札書
- (2) 見積書
- (3) 請求書

2 適用時期

令和3年4月1日提出分から対象。

3 留意事項

- (1) 押印をしない場合は、「責任者及び担当者」の氏名、連絡先（電話番号）の記載が必要となります。
 - ※「責任者」は、入札書等に係る事務を担当する部門の長を、「担当者」は、入札書等に係る事務を担当する部門の者を指します。
 - ※「責任者及び担当者」の氏名は、フルネームの記載が必要です。苗字のみの記載は不可です。
 - ※入札書等の記載内容を確認するため、記載連絡先にご連絡させていただく場合がございます。
- (2) 従来どおり押印をした場合でも、有効として取り扱います。この場合、責任者等の氏名及び連絡先の記載は必要ありません。
- (3) 今回の見直しで、入札保証金等納付書についても押印は不要となります。